

6-1-6 日照障害

工事の完了後における鉄道施設の存在により日照障害が生じ、事業区間周辺の住宅等に影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、調査、予測及び評価を行った。

1 調 査

調査は、日影の状況、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況、既存建築物の状況、地形の状況、土地利用の状況及び法令による基準等について既存資料調査及び現地踏査により行った。

(1) 日影の状況

現在、事業区間は笹塚駅から環状七号線付近までの間と八幡山駅周辺が高架区間、仙川駅周辺が掘割区間、仙川駅からつつじヶ丘駅までの間に一部盛土区間があり、その他の区間は地平区間となっている。各駅のホーム上家は周辺の建築物を大きく上回る高さでないことから、現況において影響を及ぼすような日影は生じていない。

(2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況

計画路線周辺において、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況は表 6-1-6.1(1)及び表 6-1-6.1(2)に示すとおりである。

表 6-1-6.1(1) 日照障害に特に配慮すべき施設等の状況

項 目	番号	施設名	所在地
幼稚園	1	笹塚幼稚園	渋谷区笹塚一丁目 28-6
	2	小鳩幼稚園	渋谷区笹塚二丁目 30-14
	3	育成幼稚園	世田谷区北沢四丁目 20-5
	4	日本女子体育大学附属みどり幼稚園	世田谷区松原二丁目 17-22
	5	松沢幼稚園	世田谷区上北沢三丁目 8-19
	6	芦花幼稚園	世田谷区粕谷二丁目 20-1
	7	佼成学園幼稚園	世田谷区給田二丁目 11-1
	8	給田幼稚園	世田谷区給田四丁目 7-11
	9	和泉町幼稚園	杉並区和泉二丁目 25-7
	10	仙川かおる幼稚園	調布市仙川町一丁目 25
	11	桐朋幼稚園	調布市若葉町一丁目 41-1
	12	調布白菊幼稚園	調布市東つつじヶ丘二丁目 12-1
	13	調布るんびに幼稚園	調布市西つつじヶ丘二丁目 12-3
保育所	14	笹塚保育園	渋谷区笹塚三丁目 36-13
	15	笹塚第二保育園	渋谷区笹塚一丁目 27-1
	16	保育園うさぎとかめ	渋谷区笹塚二丁目 31-8
	17	大原保育園	世田谷区大原一丁目 23-13
	18	松原北保育園	世田谷区松原一丁目 11-4
	19	松沢保育園	世田谷区上北沢一丁目 32-2-1
	20	上北沢保育園	世田谷区上北沢四丁目 25-3
	21	八幡山保育園	世田谷区八幡山三丁目 37-7-102
	22	芦花保育園	世田谷区南烏山二丁目 30-17-101
	23	烏山杉の子保育園	世田谷区南烏山二丁目 2-3
	24	上祖師谷保育園	世田谷区上祖師谷一丁目 16-17
	25	烏山保育園	世田谷区南烏山六丁目 22-14
	26	給田保育園	世田谷区給田二丁目 13-6
	27	方南隣保館保育園	杉並区方南一丁目 4-7
	28	緑ヶ丘保育園	調布市緑ヶ丘二丁目 25
	29	仙川保育園	調布市仙川町一丁目 21-5
	30	東部保育園	調布市若葉町一丁目 29-21

表 6-1-6.1(2) 日照阻害に特に配慮すべき施設等の状況

項 目	番号	施設名	所在地
小学校	31	松原小学校	世田谷区松原五丁目 43-26
	32	松沢小学校	世田谷区赤堤四丁目 44-22
	33	上北沢小学校	世田谷区上北沢四丁目 22-29
	34	芦花小学校	世田谷区粕谷二丁目 22-1
	35	烏山小学校	世田谷区給田一丁目 2-1
	36	永福南小学校	杉並区永福一丁目 7-6
	37	高井戸第三小学校	杉並区下高井戸四丁目 16-24
	38	桐朋小学校	調布市若葉町一丁目 41-1
	39	滝坂小学校	調布市東つつじヶ丘一丁目 4-1
中学校	40	富士見丘中学校	渋谷区笹塚三丁目 19-9
	41	北沢中学校	世田谷区北沢五丁目 12-3
	42	日本学園中学校	世田谷区松原二丁目 7-34
	43	松沢中学校	世田谷区桜上水四丁目 5-2
	44	芦花中学校	世田谷区粕谷二丁目 22-2
	45	烏山中学校	世田谷区南烏山四丁目 26-1
	46	佼成学園女子中学校	世田谷区給田二丁目 1-1
	47	上祖師谷中学校	世田谷区上祖師谷七丁目 10-1
	48	向陽中学校	杉並区下高井戸三丁目 24-1
	49	桐朋女子中学校	調布市若葉町一丁目 41-1
	50	第八中学校	調布市仙川町二丁目 15-2
高等学校	51	富士見丘高等学校	渋谷区笹塚三丁目 19-9
	52	日本女子体育大学附属二階堂高等学校	世田谷区松原二丁目 17-22
	53	日本学園高等学校	世田谷区松原二丁目 7-34
	54	松原高等学校	世田谷区桜上水四丁目 3-5
	55	佼成学園女子高等学校	世田谷区給田二丁目 1-1
	56	日本大学鶴ヶ丘高等学校	杉並区和泉二丁目 26-12
	57	神代高等学校	調布市若葉町一丁目 46-1
	58	桐朋女子高等学校	調布市若葉町一丁目 41-1
大学	59	日本大学	世田谷区桜上水三丁目 25-40
	60	明治大学	杉並区永福一丁目 9-1
	61	桐朋学園大学	調布市若葉町一丁目 41-1
特別支援 学校	62	永福学園	杉並区永福一丁目 7-28
	63	中央ろう学校	杉並区下高井戸二丁目 22-10
病院	64	杉山産婦人科	世田谷区大原一丁目 53-1
	65	田中産科婦人科	世田谷区松原二丁目 30-6 (1、2 階)
	66	吉川内科小児科病院	世田谷区松原三丁目 28-8
	67	松沢病院	世田谷区上北沢二丁目 1-1
	68	中部総合精神保健福祉センター	世田谷区上北沢二丁目 1-7
	69	世田谷下田総合病院	世田谷区南烏山四丁目 9-23
	70	ロイヤル病院	杉並区下高井戸四丁目 6-2
	71	山田病院	調布市東つつじヶ丘二丁目 36-1
老人福祉 施設	72	つるとかめ	渋谷区笹塚二丁目 31-8
	73	特別養護老人ホーム上北沢ホーム	世田谷区上北沢一丁目 28-17
	74	特別養護老人ホーム芦花ホーム	世田谷区粕谷二丁目 23-1
	75	フローレンスケア芦花公園	世田谷区南烏山二丁目 32-28
	76	ライフコミュニケーションつつじヶ丘	三鷹市中原一丁目 6-25
	77	デンマーク INN 調布	調布市西つつじヶ丘二丁目 2-3

資料：「平成 21 年度 東京都公立学校一覧」（東京都教育委員会ホームページ）

「社会福祉施設等一覧（平成 22 年度版）」（東京都福祉保健局ホームページ）

「私立学校（平成 22 年 4 月 1 日現在）」（東京都生活文化局ホームページ）

「医療機関名簿」（平成 21 年 東京都福祉保健局）

(3) 既存建築物の状況

千歳烏山駅の北西約 450m に 30 階建て程度の超高層建築物が立地しているほかは、計画路線の沿線において、ほとんどが低層、中層の住居及び商業施設であり、一部 10 階建て程度の高層のマンション等が点在している。

(4) 地形の状況

計画路線周辺の地形の状況は、台地（下末吉面、武蔵野Ⅰ面）及び台地を刻む谷に発達した低地（谷底平野）となっている。

武蔵野台地の一部である台地部は、標高 30～50m で、多くの河川によって樹枝状に侵食され、台地部や谷部の起伏ができています。主な河川として、仙川、烏山川、入間川などがある。

(5) 土地利用の状況

計画路線の沿線の用途地域は主に第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域であり、駅周辺では近隣商業地域、商業地域等が多くを占めている。

土地利用の現況は計画路線全線の周辺において住居系（独立住宅及び集合住宅）がそのほとんどを占めており、公共系の教育文化施設、厚生医療施設等が散見される状況である。

(6) 法令による基準等

東京都の中高層建築物の日影規制は「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号）及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和 53 年 7 月 14 日 東京都条例第 63 号）により定められている。

鉄道施設は規制の対象とされていないが、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に準拠して評価を行う。

「建築基準法」では都市計画区域及び準都市計画区域内を対象として「日影による中高層の建築物の高さの制限」を基準として建物の高さを設定している。

また、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」では、上記の基準に基づいて、都市計画法による用途地域別や容積率等を参考に、中高層の建築物の日影規制における高さの制限に関して必要な事項を定めている。規制状況は表 6-1-6.2 に示すとおりであり、用途地域毎に 2 種類（5m を超え 10m 以内、10m を超える範囲）の規制される日影時間が定められている。

表 6-1-6.2 「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に係る規制状況

用 途 地 域	規制される日影時間（冬至日）		
	規制される範囲（敷地境界からの距離）		測定面の高さ
	5m を超え 10m 以内	10m を超える範囲	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	3 時間	2 時間	1.5m
	4 時間	2.5 時間	
	5 時間	3 時間	
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	3 時間	2 時間	4.0m
	4 時間	2.5 時間	
	5 時間	3 時間	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	4 時間	2.5 時間	
	5 時間	3 時間	

注）規制される日影は、冬至日における真太陽時の午前 8 時から午後 4 時までの間に生じる日影

2 予 測

予測事項は、冬至日における日影の範囲、日影が生じる時刻及び時間数の変化の程度並びに日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における冬至日の日影が生じる時刻及び時間数の変化の程度とした。

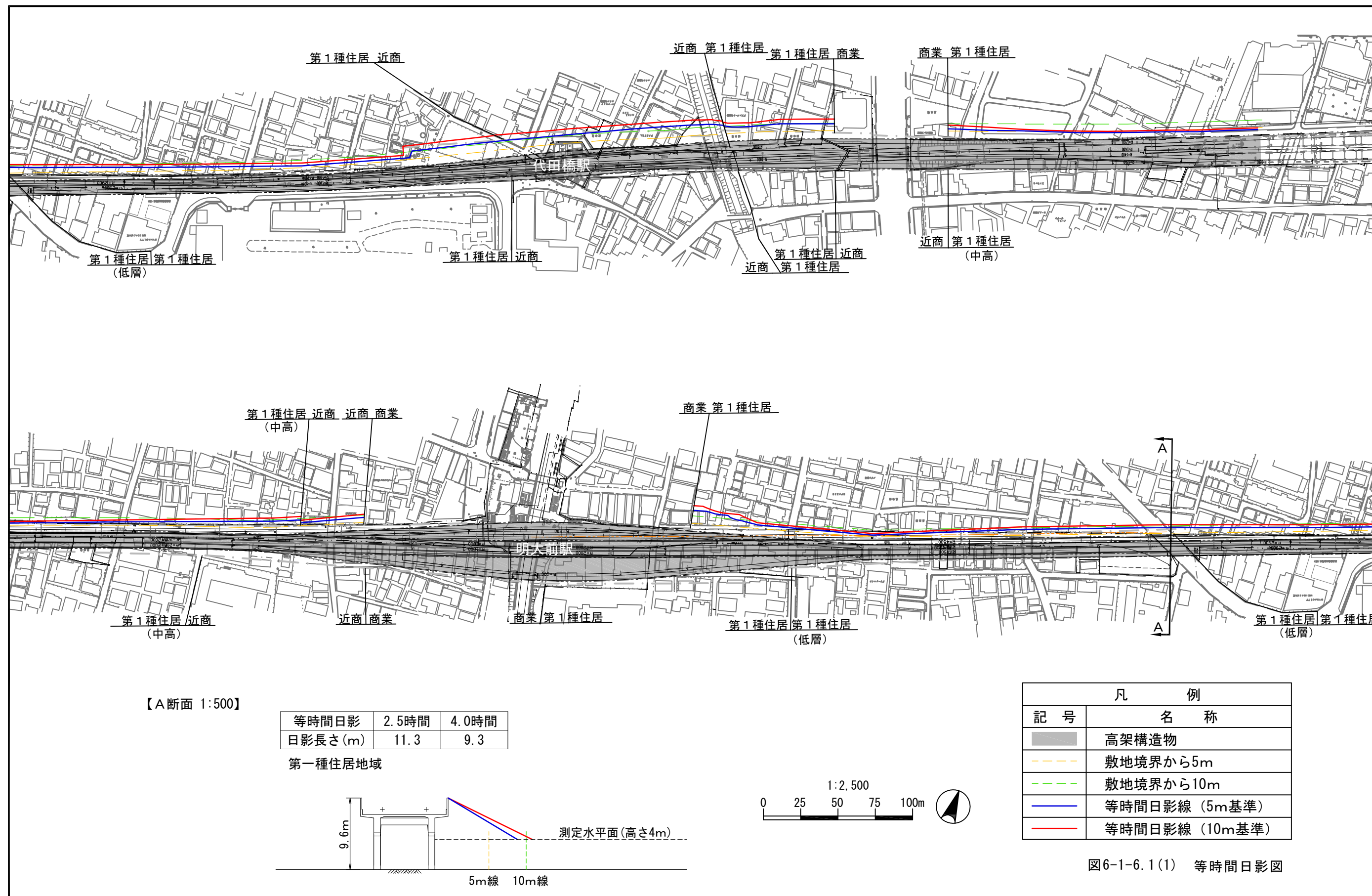
(1) 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数の変化の程度

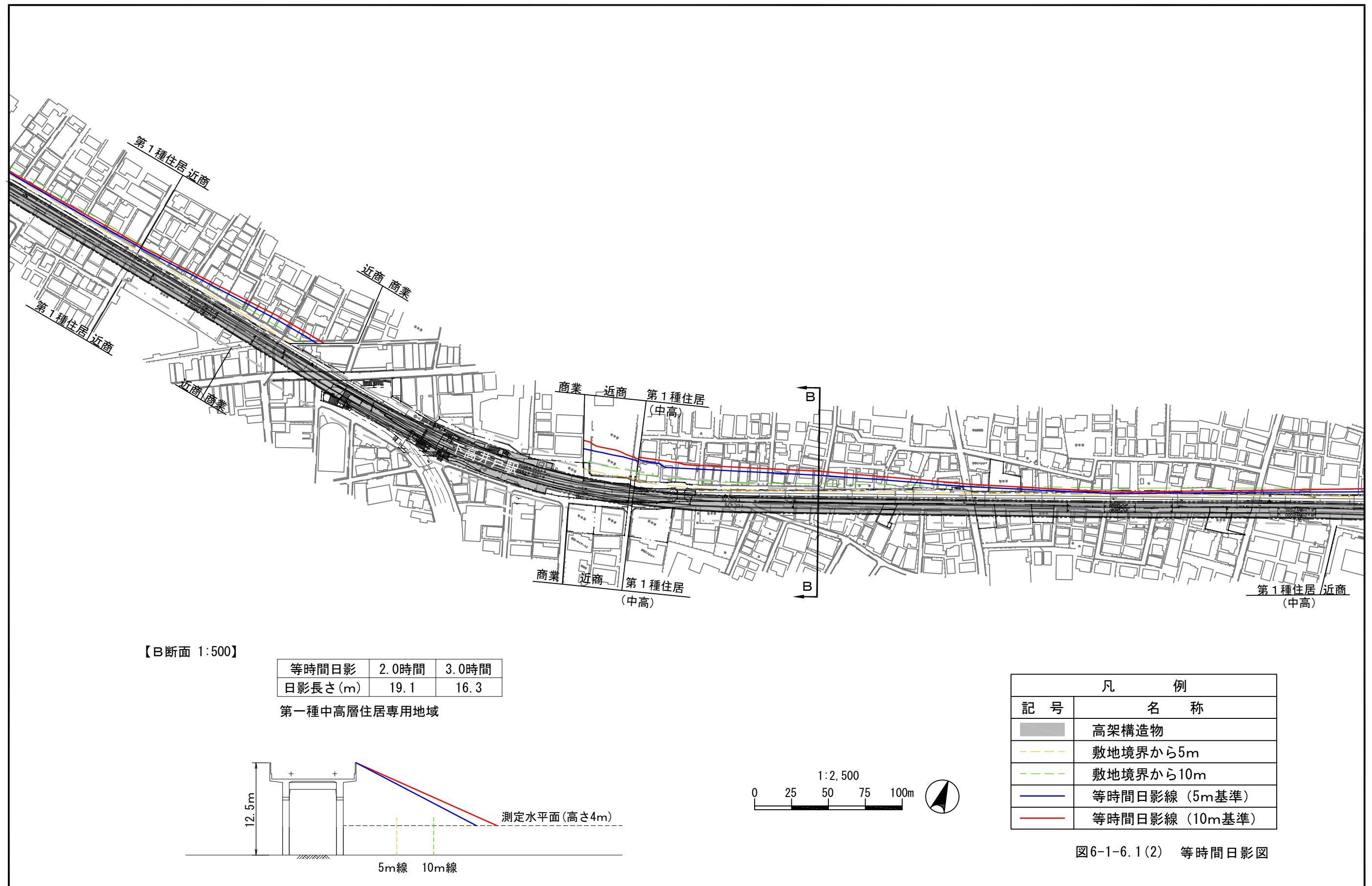
工事の完了後においては、午前 8 時から午後 4 時の全ての時間帯において事業区間の北側に日影が生じると予測される。

「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める規制時間を超える日影は、図 6-1-6.1(1)～図 6-1-6.1(5)に示すとおりである。

(2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における冬至日の日影となる時刻及び時間数の変化の程度

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設のうち、上北沢保育園（表 6-1-6.1(1) 番号 20、第一種住居地域）敷地には、冬至日の午前 8 時から午前 9 時及び午後 2 時から午後 4 時に掛けて日影が生じるが、敷地境界から 5m を超えて 10m 以内に 4 時間以上、敷地境界から 10m を超えて 2.5 時間以上の日影の影響を受けることはないと予測される。その他の施設において、冬至日の午前 8 時から午後 4 時までに鉄道施設による日影は生じないと予測される。





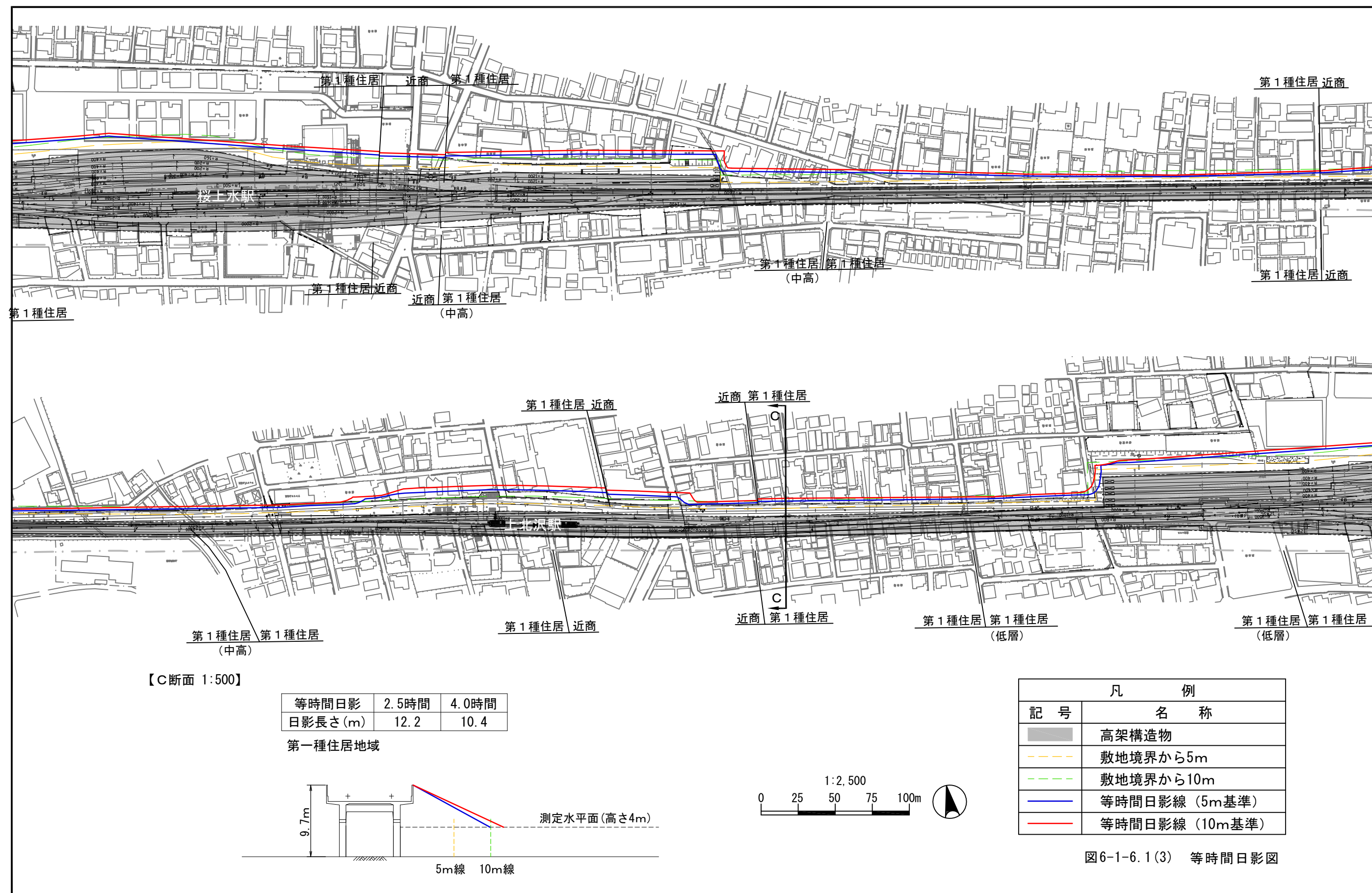
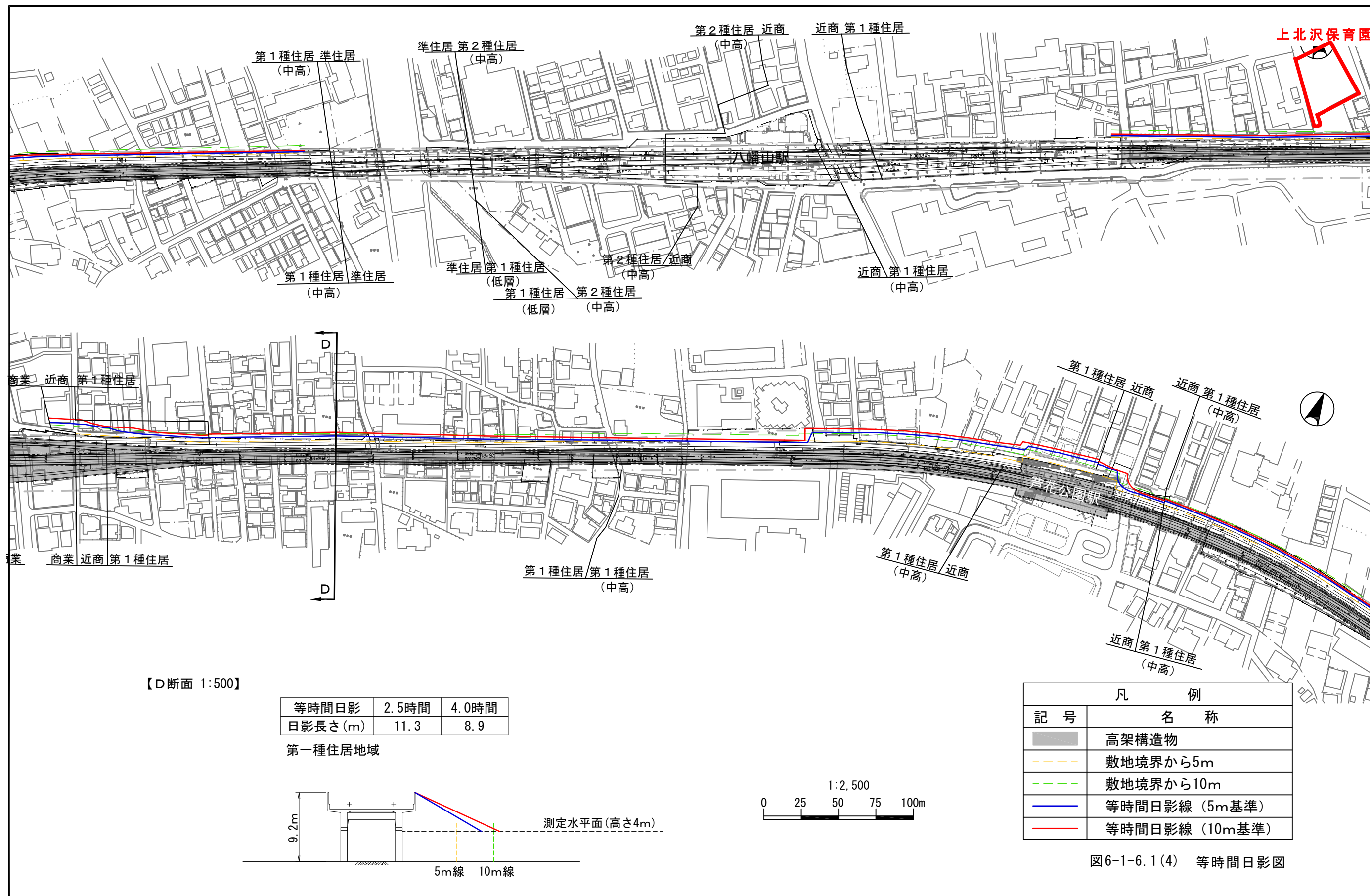


図6-1-6.1(3) 等時間日影図



3 環境保全措置の検討

事業の実施に伴う日影の影響を可能な限り回避又は低減するために、環境保全措置として鉄道施設の構造及び高さに配慮する。

また、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の基準を超える日影が生じる区間については、関連側道等を設ける。

4 評価

(1) 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数の変化の程度

鉄道施設における日影の影響は日影が生じる事業区間の北側において発生することが予測されるため、環境保全措置として関連側道等を設ける。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、また、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の基準との整合も図られているものと評価する。

(2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における冬至日の日影となる時刻及び時間数の変化の程度

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設において、上北沢保育園以外の施設は、冬至日の午前8時から午後4時までに鉄道施設による日影は生じないと予測される。上北沢保育園の敷地には、冬至日の午前8時から午前9時及び午後2時から午後4時に掛けて日影が生じるものの、敷地境界から5mを超えて10m以内に4時間以上、敷地境界から10mを超えて2.5時間以上の日影の影響を受けることはないと予測される。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、また、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の基準との整合も図られているものと評価する。

6-1-7 電波障害

鉄道施設（嵩上式）の存在及び列車の走行（地下を走行する場合を除く。）により電波障害が生じ、計画路線周辺のテレビ電波の受信状況に影響を及ぼすおそれがある。

1 調 査

調査は、衛星放送に関するテレビ電波の送信状況、高層建築物及び住宅等の分布状況並びに地形の状況について既存資料調査により行った。

なお、地上デジタル放送に関するテレビ電波の受信状況、テレビ電波の送信状況については、地上デジタル放送用の電波塔となる新電波塔（東京スカイツリー）が平成 24 年度（2012 年度）に運用開始予定であり、本事業における工事の実施は新電波塔の運用開始後となる予定であるため、今後、新電波塔（東京スカイツリー）のテレビ電波の送信状況や諸条件が明らかになった時点で調査を行うものとする。

これらの調査、予測、評価及び環境保全の措置の内容については、事後調査に関する図書等で明らかにしていく予定である。

（１）テレビ電波の受信状況

平成 24 年度運用開始予定の新電波塔（東京スカイツリー）からのテレビ電波の送信状況や諸条件が明らかになった時点で、地上デジタル放送について調査を行う。

（２）テレビ電波の送信状況

衛星放送の送信状況は、表 6-1-7.1 に示すとおりである。

なお、地上デジタル放送については、「（１）テレビ電波の受信状況」と同様とする。

表 6-1-7.1 衛星放送の送信状況

放送局名	仰角（度）	方位角（度）
B S、C S（110 度）	38.0	224.4
C S（パーフェクTV！サービス）JCSAT-3	46.7	199.7
C S（スカイサービス）JCSAT-4	45.3	205.8

資料：「2004 年全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」

（日本放送協会監修 平成 16 年 7 月）

（３）高層建築物及び住宅等の分布状況

計画路線沿線においては、ほとんどが低層、中層の住居及び商業施設であり、一部 10 階建て程度の高層のマンション等が点在している。

（４）地形の状況

計画路線周辺の地形の状況は、台地（下末吉面、武蔵野Ⅰ面）及び台地を刻む谷に発達した低地（谷底平野）となっている。

武蔵野台地の一部である台地部は、標高 30～50m で、多くの河川によって樹枝状に侵食され、台地部や谷部の起伏ができています。主な河川は、仙川、烏山川、入間川などがある。

2 予 測

予測対象は、衛星放送とし、供用後の鉄道施設（嵩上式）の存在による受信障害について予測を行った。

衛星放送は、「建造物障害予測の手引き(改訂版)」(平成7年9月 社団法人 日本CATV技術協会)に示す電波障害予測計算により、遮蔽障害の範囲を予測した。

なお、地上デジタル放送については、今後、新電波塔（東京スカイツリー）の送信状況や諸条件が明らかになった時点で供用後の鉄道施設（嵩上式）の存在に伴うテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害並びに供用後の列車の走行（地下を走行する場合を除く。）によるパルス雑音障害及びフラッター障害について予測を行う。

衛星放送の予測結果は、図 6-1-7.1(1) 及び図 6-1-7.1(2) に示すとおりである。

衛星放送の受信障害は、計画路線周辺の一部の地域において、高架橋端部より最大約 23m の範囲で生じると予測される。

3 環境保全措置の検討

計画路線周辺において、衛星放送の電波障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策等の適切な措置を講じる。

なお、地上デジタル放送についての環境保全のための措置は、新電波塔（東京スカイツリー）のテレビ電波の送信状況や諸条件が明らかになった時点で検討を行い、事後調査に関する図書等で明らかにしていく予定である。

4 評 価

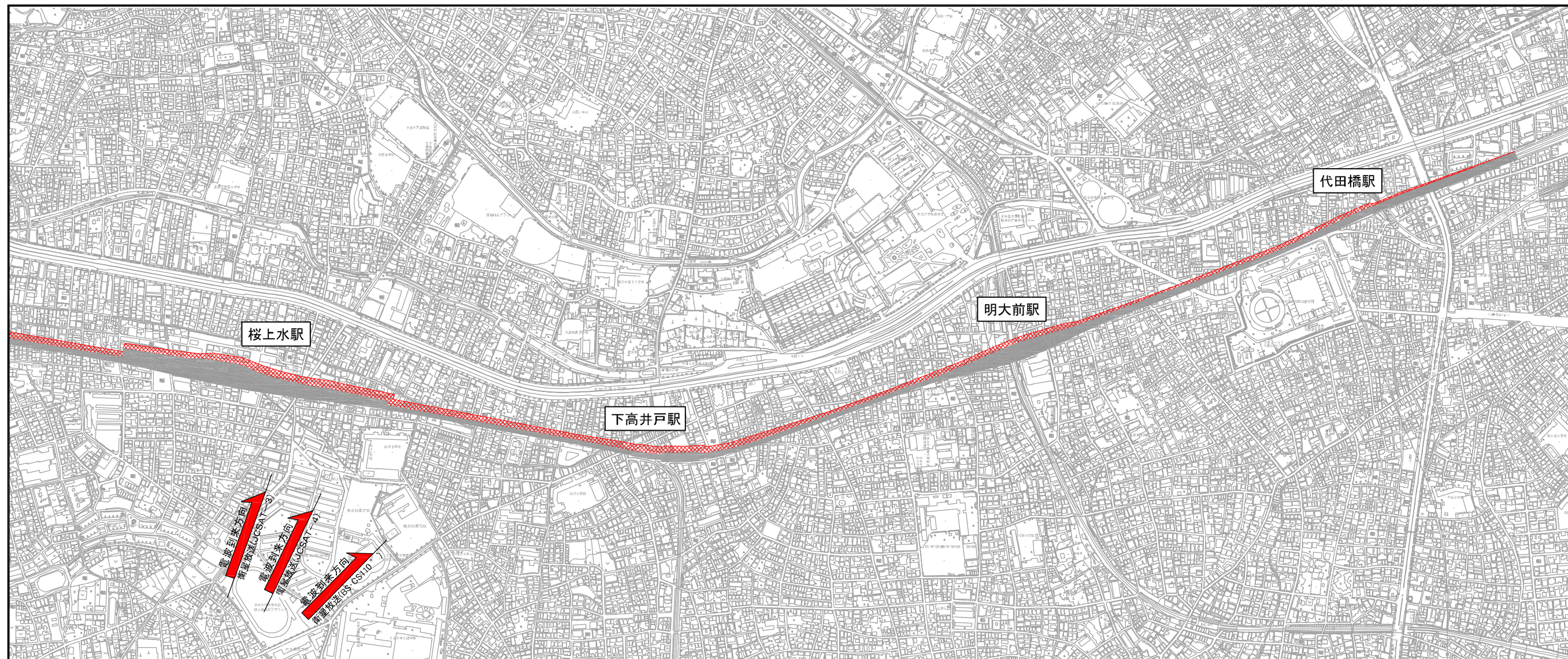
評価は、事業者により実行可能な範囲内で、できる限り回避又は低減されているか否かについて見解を明らかにする。

なお、「東京都環境影響評価技術指針」に示されている「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」に基づき評価する。

今後、新電波塔（東京スカイツリー）のテレビ電波の送信条件が明らかになった時点で、地上デジタル放送に関して、評価を行う予定である。

また、本事業に起因する電波障害が発生すると想定される場合には、各関係機関と協議の上、速やかに対応する。

衛星放送の受信障害は、計画路線周辺の一部の地域において、高架橋端部より最大約 23m の範囲で生じると予測されるが、本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。これにより、衛星放送の受信障害の状況を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足する。



凡 例



: 計画路線



: 遮へい障害地域（衛星放送）

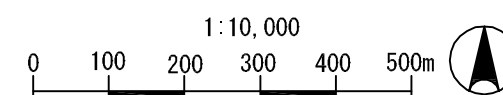
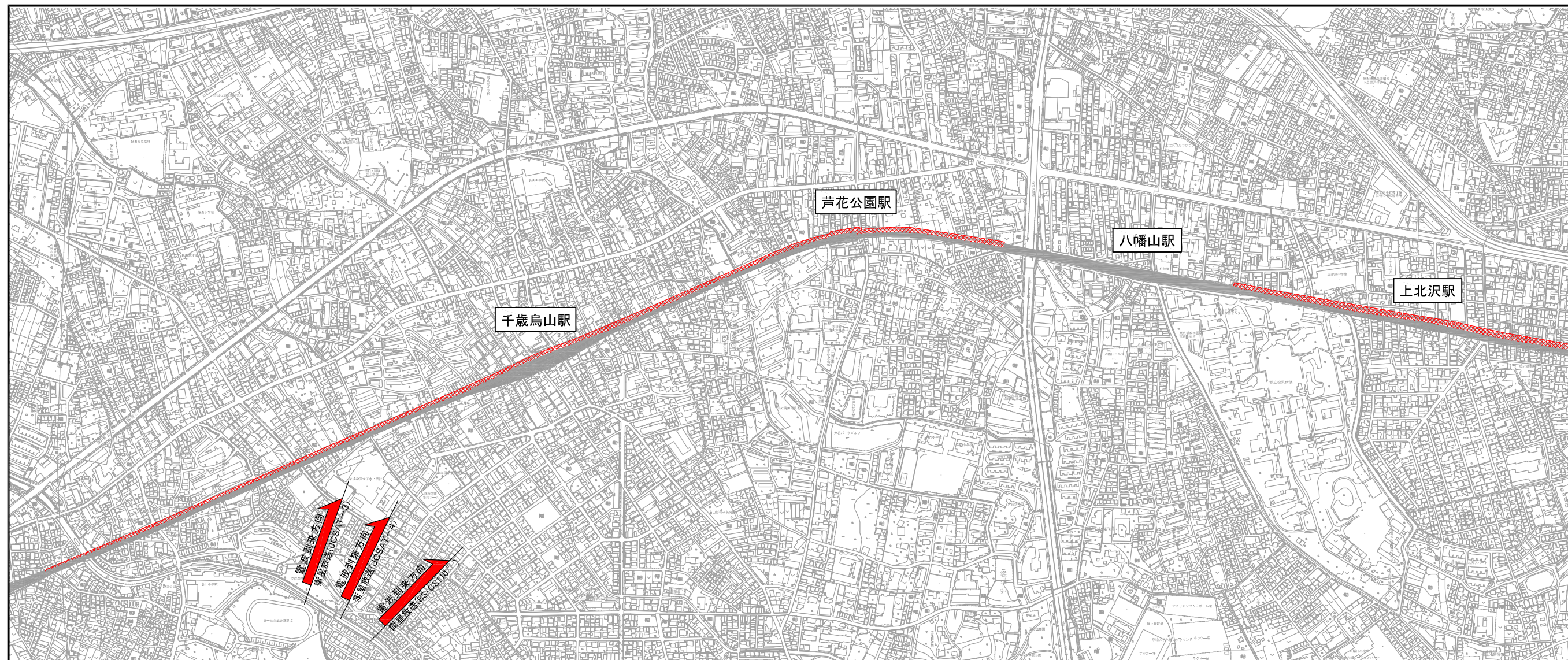


図6-1-7.1(1) 衛星放送の電波障害範囲図



凡 例



: 計画路線



: 遮へい障害地域（衛星放送）

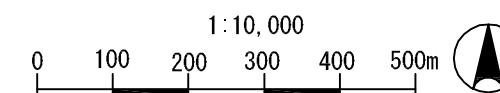


図6-1-7.1(2) 衛星放送の電波障害範囲図

6-1-8 景 観

鉄道施設（地表式、掘割式又は嵩上式）の存在により、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、調査、予測及び評価を行った。

1 調 査

調査は、地域景観の特性、主要な眺望点及び眺望の状況、土地利用の状況、景観の保全に関する方針等並びに法令による基準等について既存資料調査及び現地調査による写真撮影により行った。

(1) 地域景観の特性

計画路線周辺の景観は低中層の住宅等及び中層の商業ビルからなる市街地となる。計画路線の北側には自然的景観要素である玉川上水緑地が存在している。

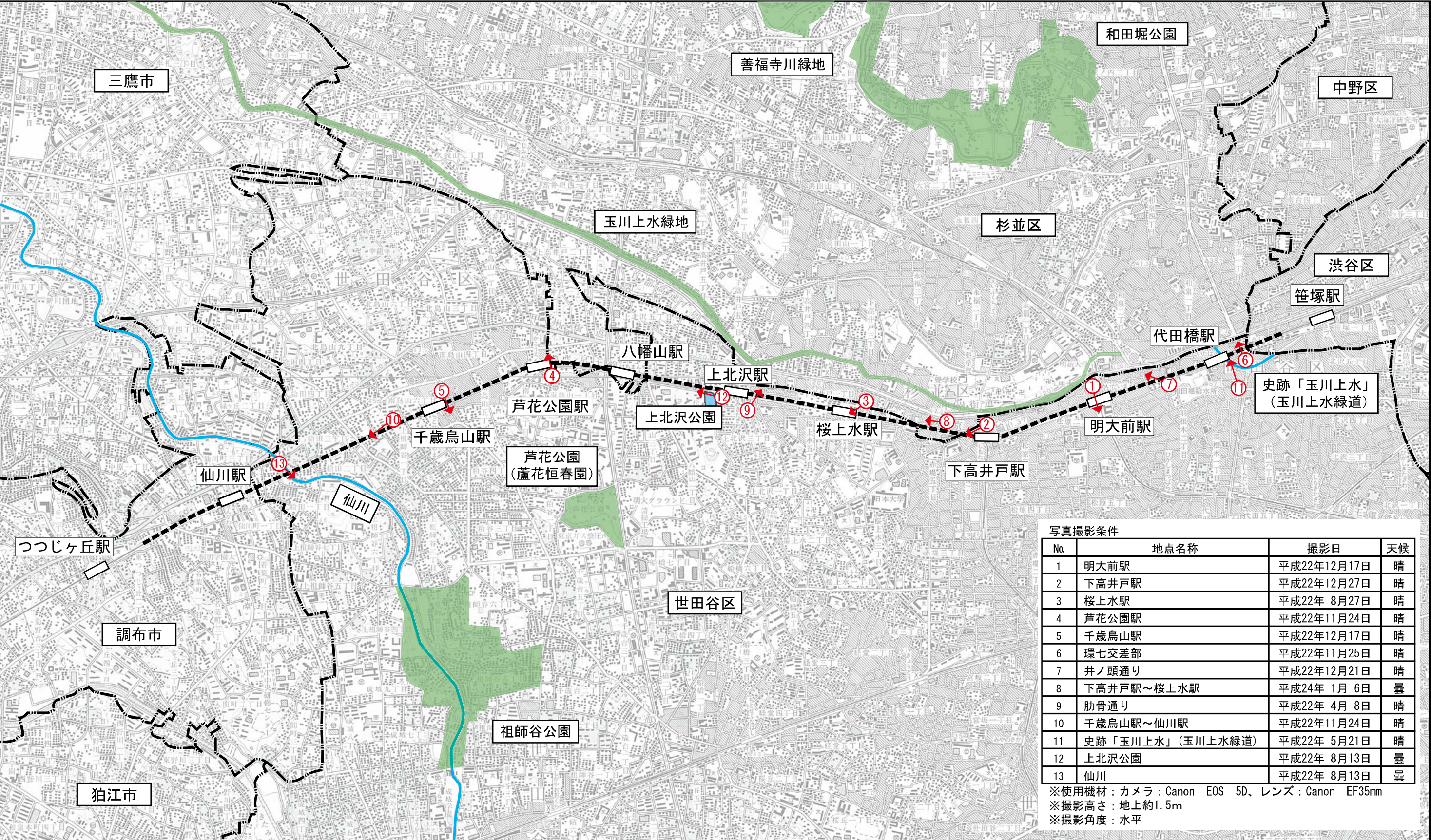
(2) 主要な眺望点及び眺望の状況

「せたがや地域風景資産」として蘆花恒春園（芦花公園内）及び「杉並区景観形成重点地区」として神田川等が選定されているが、計画路線周辺は地形がほぼ平坦で住宅等が密集しているため、計画路線を見通せる場所は、踏切周辺や道路上などに限られている。

以上のことを考慮して選定した景観調査地点は表 6-1-8.1 及び図 6-1-8.1 に示すとおりである。

表 6-1-8.1 景観調査地点と選定理由

区分	No.	地点名称	選定理由
駅 部	1	明大前駅	ターミナル駅であり、不特定多数の往来がある箇所である。
	2	下高井戸駅	
	3	桜上水駅	
	4	芦花公園駅	
	5	千歳烏山駅	
駅 間 部	6	環七交差点	多くの自動車交通があり、現況より高い位置に高架構造物が移動となる等、眺望の状況に変化が生じる箇所である。
	7	井ノ頭通り	首都高速道路と高架構造物との位置関係が視認できる箇所である。
	8	下高井戸駅～桜上水駅	高架構造物と低層住宅との位置関係が確認できる箇所である。
	9	肋骨通り	上北沢駅に近接し、不特定多数の人の往来がある箇所である。
	10	千歳烏山駅～仙川駅	高架構造物と中層住宅との位置関係が確認できる箇所である。
計 画 路 線 近 隣 施 設	11	史跡「玉川上水」 （玉川上水緑道）	世田谷区の景観資源であり、不特定多数の利用がある箇所で、現在の鉄道構造物に変化が生じる箇所である。
	12	上北沢公園	世田谷区の景観資源であり、不特定多数の利用がある箇所で、現在の鉄道構造物に変化が生じる箇所である。
	13	仙川	世田谷区の景観資源である仙川の景観の状況が視認できる箇所である。



写真撮影条件			
No.	地点名称	撮影日	天候
1	明大前駅	平成22年12月17日	晴
2	下高井戸駅	平成22年12月27日	晴
3	桜上水駅	平成22年 8月27日	晴
4	芦花公園駅	平成22年11月24日	晴
5	千歳烏山駅	平成22年12月17日	晴
6	環七交差部	平成22年11月25日	晴
7	井ノ頭通り	平成22年12月21日	晴
8	下高井戸駅～桜上水駅	平成24年 1月 6日	曇
9	肋骨通り	平成22年 4月 8日	晴
10	千歳烏山駅～仙川駅	平成22年11月24日	晴
11	史跡「玉川上水」(玉川上水緑道)	平成22年 5月21日	晴
12	上北沢公園	平成22年 8月13日	曇
13	仙川	平成22年 8月13日	曇

※使用機材：カメラ：Canon EOS 5D、レンズ：Canon EF35mm
※撮影高さ：地上約1.5m
※撮影角度：水平

凡 例



：計画路線



：「都市計画公園緑地」



：「計画路線近隣施設」



：「景観調査地点」

1:25,000

0 250 500 1,000m



図6-1-8.1 景観調査地点図

資料：「東京都の公園緑地マップ2010」（平成22年 東京都）

また、国土交通省関東地方整備局が富士山への良好な眺望を得られる地点を「関東の富士百景」として選定している。計画路線の関係区市内において、世田谷区では「東京富士見坂」の一つとして「瀬田・岡本地区」、「富士の見える橋」として「富士見橋」、「成城の富士見橋、不動橋」が選定されている。杉並区では「東京富士見坂」のひとつとして「善福寺地区」が選定されている。しかし、いずれの地点も計画路線から離れており、構造物がそれらの地点の景観に影響を及ぼすことはないとする。

表 6-1-8.2 関係区市内の「関東の富士見百景」

関係区市	名 称	選定地点	所在地
世田谷区	東京富士見坂	瀬田・岡本地区	世田谷区岡本三丁目 28 付近
	富士の見える橋	富士見橋	世田谷区上野毛三丁目 3 付近
		成城の富士見橋、不動橋	世田谷区成城四丁目 1 付近
杉並区	東京富士見坂	善福寺地区	杉並区善福寺一丁目 2 付近

(3) 土地利用の状況

計画路線の沿線の用途地域は主に第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域であり、駅周辺では近隣商業地域、商業地域等が多くを占めている。

土地利用の現況は計画路線全線の周辺において住居系（独立住宅及び集合住宅）がそのほとんどを占めており、公共系の教育文化施設、厚生医療施設等が散見される状況である。

(4) 景観の保全に関する方針等

景観の保全に関する方針等の状況は表 6-1-8.3 に示すとおりである。

表 6-1-8.3 景観に関する方針等

名 称	主 体	制定年月
都市美ガイドライン	東京都	昭和 63 年 3 月
東京都都市景観マスタープラン	東京都	平成 6 年 3 月
景観づくり基本方針	東京都	平成 10 年 12 月
公共事業の景観づくり指針	東京都	平成 13 年 4 月
東京の新しい都市づくりビジョン（改定）	東京都	平成 21 年 7 月
世田谷区風景づくり計画	世田谷区	平成 19 年 12 月
杉並区景観計画	杉並区	平成 22 年 4 月
渋谷区景観計画	渋谷区	平成 19 年 5 月

(5) 法令による基準等

景観の保全に関する条例等の制定状況は表 6-1-8.4 に示すとおりである。

表 6-1-8.4 景観に関する法令、条例

名 称	主 体	制定年月	改正年月
景観法	国	平成 16 年 6 月 18 日	平成 21 年 6 月 24 日
都市緑地法	国	昭和 48 年 9 月 1 日	平成 20 年 5 月 23 日
屋外広告物法	国	昭和 24 年 6 月 3 日	平成 20 年 5 月 23 日
都市計画法	国	昭和 43 年 6 月 15 日	平成 20 年 5 月 23 日
東京都景観条例	東京都	平成 9 年 12 月 24 日	平成 18 年 10 月 12 日
世田谷区街づくり条例	世田谷区	平成 7 年 3 月 10 日	平成 16 年 3 月 12 日
世田谷区風景づくり条例	世田谷区	平成 11 年 3 月 11 日	平成 19 年 12 月 11 日
世田谷区国分寺崖線 保全整備条例	世田谷区	平成 17 年 3 月 14 日	—
杉並区まちづくり条例	杉並区	平成 14 年 12 月 3 日	平成 21 年 3 月 13 日
杉並区景観条例	杉並区	平成 20 年 12 月 9 日	平成 21 年 3 月 13 日
渋谷区まちづくり条例	渋谷区	平成 17 年 10 月 27 日	—
三鷹市まちづくり条例	三鷹市	平成 8 年 3 月 29 日	平成 18 年 3 月 30 日
調布市はっとするふるさとをは ぐくむ街づくり条例	調布市	平成 16 年 9 月 22 日	平成 20 年 12 月 16 日

2 予 測

予測事項は鉄道施設による地域景観の特性の変化の程度及び主要な眺望点からの眺望の変化の程度とした。

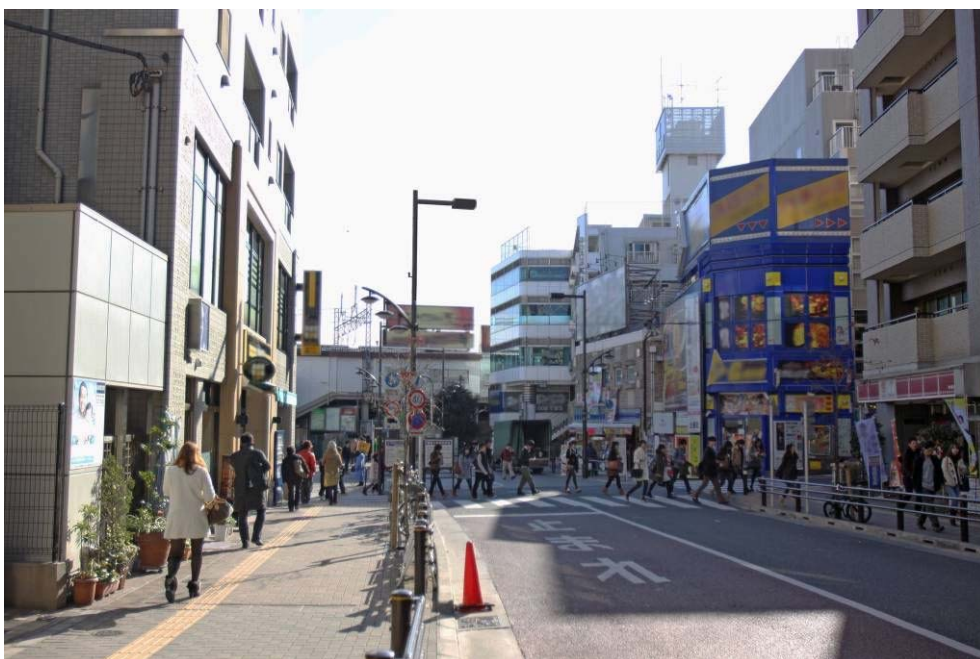
(1) 地域景観の特性の変化

計画路線周辺は京王線が住宅や商業施設が立ち並ぶ市街地の間を走行しており、都市的景観要素の一部となっている。現在、地平を走行している鉄道は、工事の完了後には高架化され、鉄道施設の高さは最も高い部分は明大前駅の約 16m となる。

計画路線周辺では八幡山駅付近が既に高架化されているが、現状において周辺の建築物等の高さを大きく上回る状況ではないことから、新たな高架構造物についても現在の都市的景観に融合するものと考えられるため、地域景観の特性はほとんど変化しないものと考えられる。

(2) 主要な眺望点からの眺望の変化

現況及び工事の完了後における主要な眺望点からの眺望の変化の状況は、13 地点のうち、No. 1、No. 2、No. 5、No. 7、No. 8、No. 10、No. 11 及び No. 13 を図 6-1-8.2(1)～図 6-1-8.2(8)に示すとおりである。



現 況：補助 154 号線の歩道上から明大前駅方向を見た眺望である。道路の延長線上に明大前駅の駅施設が視認できる。



将 来：明大前駅は高架化され、新たな高架構造物が出現する。明大前駅周辺は道路の整備により、人通りや自動車の秩序ある流れの景観へと変化する。

注）本図は将来の完成イメージを表現しています。

図 6-1-8. 2(1) 主要な眺望点における眺望の変化（1：明大前駅）



現 況：下高井戸駅前の都道から下高井戸駅方向を見た眺望である。下高井戸1号踏切と人通りの多い街並みの状況が視認できる。



将 来：下高井戸1号踏切は除却され、新たな高架構造物が出現する。下高井戸駅周辺は、駅周辺空間が整備されることにより、人通りや自動車の秩序ある流れの景観へと変化する。

注）本図は将来の完成イメージを表現しています。

図 6-1-8.2(2) 主要な眺望点における眺望の変化（2：下高井戸駅）



現 況：千歳烏山駅前の区道から千歳烏山駅方向を見た眺望である。芦花公園 5 号踏切と人通りの多い街並みの状況が視認できる。



将 来：芦花公園 5 号踏切は除却され、千歳烏山駅は新たな高架構造物として出現する。千歳烏山駅周辺は、駅周辺空間が整備されることにより、人通りや自動車の秩序ある流れの景観へと変化する。

注）本図は将来の完成イメージを表現しています。

図 6-1-8.2(3) 主要な眺望点における眺望の変化（5：千歳烏山駅）



現 況：井ノ頭通りから代田橋 6 号踏切方向を見た眺望である。代田橋 6 号踏切による交通渋滞の状況と首都高速道路 4 号新宿線の高架構造物が視認できる。



将 来：代田橋 6 号踏切は除却され、新たな高架構造物が出現する。踏切の除却により交通渋滞が緩和され、人通りや自動車の秩序ある流れの景観へと変化する。

注）本図は将来の完成イメージを表現しています。

図 6-1-8.2(4) 主要な眺望点における眺望の変化（7：井ノ頭通り）



現 況：下高井戸駅から桜上水駅間の道路から桜上水駅方向を見た眺望である。下高井戸2号踏切から下高井戸3号踏切周辺の低層住宅等の状況が視認できる。



将 来：鉄道施設は高架化され、新たな高架構造物が出現する。連続立体交差化により眺望は変化するが、関連する側道が整備されることにより、周辺状況と一体となった景観が生まれる。

注）本図は将来の完成イメージを表現しています。

図 6-1-8.2(5) 主要な眺望点における眺望の変化（8：下高井戸駅～桜上水駅）



現 況：千歳烏山駅から仙川駅間の区道から仙川駅方向を見た眺望である。
千歳烏山3号踏切及び周辺の中高層住宅等の状況が視認できる。



将 来：千歳烏山3号踏切は除却され、新たな高架構造物が出現する。連続
立体交差化により眺望は変化するが、関連する側道が整備されるこ
とにより、周辺状況と一体となった景観が生まれる。

注）本図は将来の完成イメージを表現しています。

図 6-1-8. 2(6) 主要な眺望点における眺望の変化（10：千歳烏山駅～仙川駅）



現 況：笹塚駅から代田橋駅間にある史跡「玉川上水」（玉川上水緑道）の遊歩道上より、玉川上水の上部を横断する橋りょう方向を見た眺望である。玉川上水の水路、周辺の樹木、遊歩道が視認できる。



将 来：既設の橋りょうは撤去され、新たな橋りょう（連立区間及び線増区間）が出現する。橋りょうの高さが変化するが、玉川上水の水路、周辺の樹木、遊歩道の眺望の状況の変化は小さい。

注）本図は将来の完成イメージを表現しています。

図 6-1-8. 2 (7) 主要な眺望点における眺望の変化（11：史跡「玉川上水」（玉川上水緑道））



現 況：千歳烏山駅から仙川駅間にある仙川沿いの道路上より、仙川を横断する橋りょう方向を見た眺望である。中高層建築物の合間を流れている仙川上に京王線の仙川橋りょうが視認できる。



将 来：既設の橋りょうは撤去され、新たな橋りょうが出現する。橋りょうの高さが増えるが、周辺の建築物を大きく上回るものではないため眺望の状況の変化は小さい。

注）本図は将来の完成イメージを表現しています。

図 6-1-8. 2 (8) 主要な眺望点における眺望の変化（13：仙川）

3 環境保全措置の検討

環境保全措置として「公共事業の景観づくり指針」の「道路や鉄道等の高架橋などは、周辺に威圧感や圧迫感を与えないよう工夫すること。」に配慮し、以下の対策を講じる。

- ・高架構造物については周辺環境に溶け込むよう材質、色彩等に配慮する。
- ・駅舎部分の外壁については地域景観になじむよう材質、色彩等を工夫する。
- ・駅舎部分の形状及び意匠等は地域の景観づくりに寄与するよう配慮する。
- ・高架構造物や駅舎部分の外壁については、事業実施段階で、「東京都景観色彩ガイドライン」（平成 19 年 4 月 東京都）における色彩景観形成の考え方に基づき、周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。

4 評 価

（１）地域景観の特性の変化

計画路線は地平を走行している鉄道が工事の完了後には高架化され、鉄道施設の高さは最も高い部分で明大前駅の約 16m となる。

計画路線周辺では八幡山駅付近が既に高架化されているが、現状において周辺の建築物等の高さを大きく上回る状況ではないことから、新たな高架構造物についても現在の都市的景観に融合するものと考えられる。したがって、現在の地域景観の特性はほとんど変化しないものと評価する。

また、環境保全のための措置を実施することにより、周辺環境及び地域景観との調和を図ることができ、景観に与える圧迫感を低減すると考えられる。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、また、「公共事業の景観づくり指針」との整合も図られているものと評価する。

（２）主要な眺望点からの眺望の変化

主要な眺望点からの眺望は、そのほとんどが商業施設や中高層住宅等といった都市的景観となっている。その中に新たな都市的景観要素として地上の線路から鉄道施設が加わるが、周辺施設を大幅に超える高さではなく、また、その形状等について周辺環境に溶け込むよう環境保全のための措置を実施することにより、眺望の変化は少ないと考えられる。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、また、「公共事業の景観づくり指針」との整合も図られているものと評価する。

6-1-9 史跡・文化財

計画路線周辺には、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地があり、工事の実施における切土工等又は工作物の除去、鉄道施設（嵩上式）の工事によりそれらに影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、調査、予測及び評価を行った。

1 調 査

調査は、文化財等の状況、埋蔵文化財包蔵地の状況及び法令による基準等について既存資料調査により行った。

（１）文化財等の状況

計画路線沿線片側約 500m の範囲内の国指定及び登録文化財等は 2 件、区市指定及び登録文化財等は 10 件存在する。

（２）埋蔵文化財包蔵地の状況

計画路線沿線片側約 500m の範囲内の埋蔵文化財包蔵地は 33 か所存在する。

また、計画路線は、No.3「明大前駅」遺跡（世田谷区松原一・二丁目）及びNo.28「若葉町」遺跡（調布市若葉町一・三丁目）を横断している。

（３）法令による基準等

文化財の指定・登録、保存及び管理等に関する法令等の状況は、表 6-1-9.1 に示すとおりである。

表 6-1-9.1 文化財に関する法令等

名 称	主体	制定年月	改正年月
文化財保護法	国	昭和 25 年 5 月 30 日 ：法律第 214 号	平成 19 年 3 月 30 日 ：法律第 7 号
東京都文化財保護条例	東京都	昭和 51 年 3 月 31 日 ：条例第 25 号	平成 18 年 3 月 31 日 ：条例第 40 号
渋谷区文化財保護条例	渋谷区	昭和 50 年 ：条例第 34 号	平成 14 年 12 月 10 日 ：条例第 44 号
世田谷区文化財保護条例	世田谷区	昭和 52 年 4 月 1 日 ：条例第 15 号	平成 20 年 3 月 11 日 ：条例第 33 号
杉並区文化財保護条例	杉並区	昭和 57 年 4 月 1 日 ：条例第 8 号	平成 17 年 3 月 18 日 ：条例第 10 号
調布市文化財保護条例	調布市	昭和 40 年 3 月 29 日 ：条例第 9 号	平成 18 年 12 月 20 日 ：条例第 46 号
三鷹市文化財保護条例	三鷹市	昭和 47 年 3 月 31 日 ：条例第 9 号	平成 18 年 3 月 30 日 ：条例第 8 号

調査対象地域には国指定の史跡（玉川上水）があるが、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）により、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないとされている。

東京都及び関係区市指定の文化財については「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 31 日 東京都条例第 25 号）及び各区市の文化財保護条例により現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受け、あるいは現状変更等を届け出なければならないとされている。

その他、埋蔵文化財包蔵地については「文化財保護法」により土木工事等の実施にあたり関係機関等への届出が必要とされている。

東京都及び関係区市の文化財保護条例による現状変更等の制限の内容は、表 6-1-9.2 に示すとおりである。

表 6-1-9.2 現状変更等の制限

条 例	現状変更等の制限
東京都文化財保護条例	都指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。
渋谷区文化財保護条例	区指定文化財の管理者等又は管理責任者は、当該区指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。
杉並区文化財保護条例	区指定有形文化財及び区指定記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。
世田谷区文化財保護条例	区指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
調布市文化財保護条例	市指定有形文化財についてその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。
三鷹市文化財保護条例	市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

2 予 測

施工計画、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の状況を重ね合わせ、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の改変の程度を予測した。

(1) 文化財等の状況

計画路線沿線片側約 500m の範囲内の国指定及び登録文化財等は 2 件、区市指定及び登録文化財等は 10 件存在する。これらのうち、計画路線上に存在する文化財等は国指定史跡「玉川上水」である。文化財等の予測結果は表 6-1-9.3 及び図 6-1-9.1 に示すとおりである。

表 6-1-9.3 文化財等の予測結果

No.	種 別	名 称	改変の程度及び周辺環境の変化の程度
2	国指定史跡	玉川上水	現状において、鉄道の現在線と玉川上水は立体的に交差している。本事業により、史跡である玉川上水の一部を改変するが、工事内容は既設の鉄道橋脚を撤去し法面を復元するため、国指定史跡への影響は小さいと予測される。
8	国登録有形文化財(建造物)	日本学園 一号館	地表改変部より 300m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。
47	杉並区 指定文化財	木造聖観音 菩薩坐像	地表改変部より 250m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。
68	〃	板絵着色西国 巡礼図	地表改変部より 100m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。
80	杉並区 登録文化財	木造薬師 如来坐像	地表改変部より 350m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。
85	〃	医王寺所蔵 板碑群	地表改変部より 350m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。
89	〃	並木氏(武蔵屋 銘)の墓	地表改変部より 100m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。
90	〃	宗源寺開基碑	地表改変部より 250m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。
100	杉並区 登録史跡	樋口一葉の墓	地表改変部より 250m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。
101	〃	市川団蔵 歴代の墓	地表改変部より 250m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。
103	杉並区指定 天然記念物	宗源寺の ラカンマキ	地表改変部より 250m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。
104	調布市指定 天然記念物	金子の イチョウ	地表改変部より 350m 離れており、周辺の環境も変化しない。したがって、環境影響はないものと予測される。

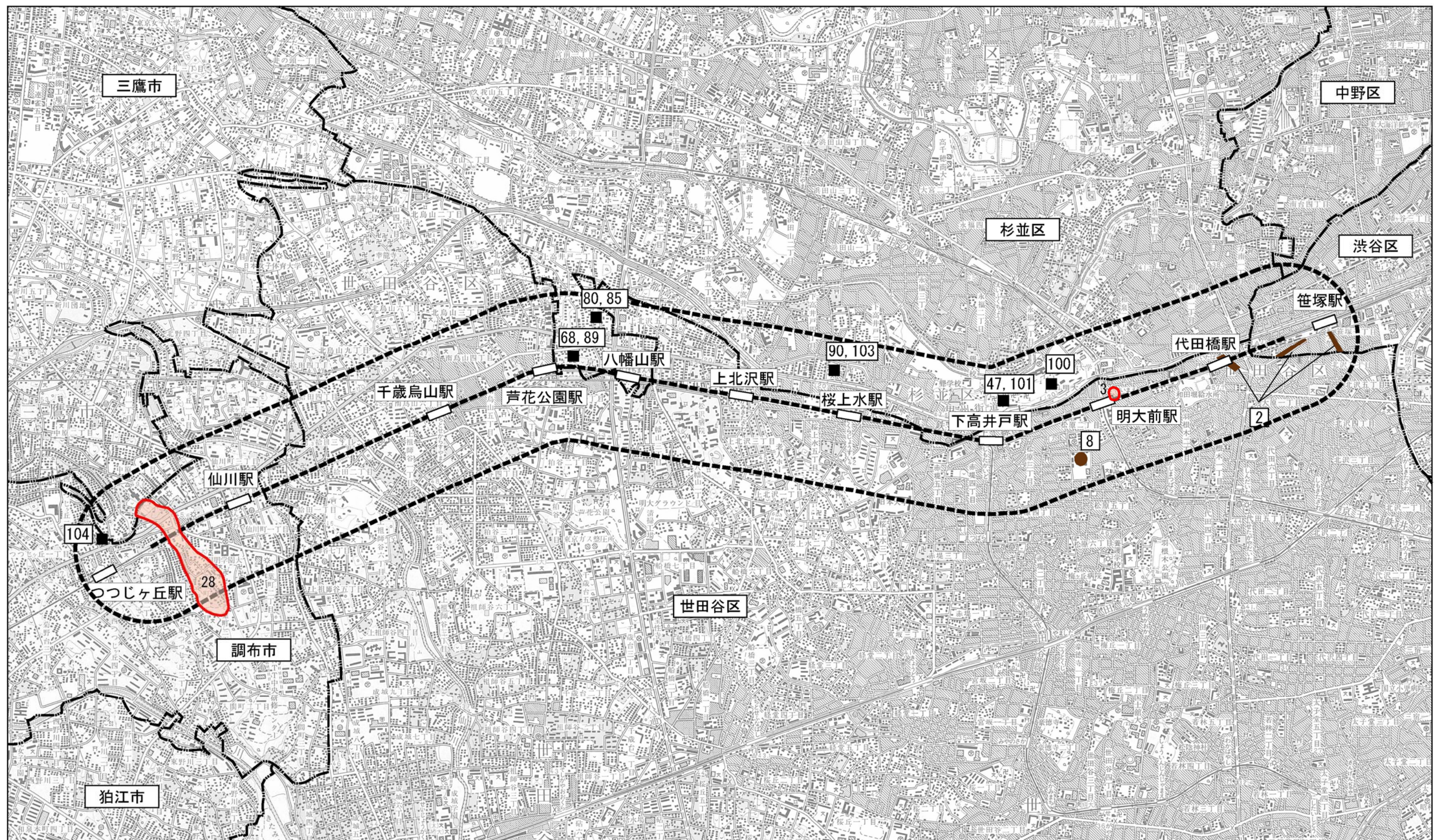
(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

埋蔵文化財包蔵地の予測結果は表 6-1-9.4 及び図 6-1-9.1 に示すとおりである。

計画路線周辺の埋蔵文化財包蔵地 33 か所のうち、計画路線が横断するNo.3「明大前駅」遺跡(世田谷区松原一・二丁目)及びNo.28「若葉町」遺跡(調布市若葉町一・三丁目)は改変される可能性がある。

表 6-1-9.4 埋蔵文化財包蔵地の予測結果

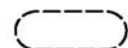
No.	遺跡名	所在地	予測結果
3	明大前駅	世田谷区松原一・二丁目	改変される可能性がある。
28	若葉町	調布市若葉町一・三丁目	改変される可能性がある。



凡 例



: 事業区間



: 片側500m範圍



: 史跡・文化財・天然記念物（国指定、登録）



: 史跡・文化財・天然記念物（区市指定、登録）



: 埋藏文化財包蔵地

資料：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）
「杉並区指定・登録文化財一覧」（杉並区教育委員会ホームページ）
「調布市内の指定・登録文化財一覧」（平成22年4月 調布市郷土博物館）
「東京都遺跡地図情報」（東京都教育庁ホームページ）

1:25,000

0 250 500 1,000m



図6-1-9.1 史跡・文化財・天然記念物
及び埋蔵文化財包蔵地位置図

3 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討を踏まえた環境保全措置の内容は表 6-1-9.5 に示すとおりである。
環境保全措置の実施主体は事業者である。

表 6-1-9.5 環境保全措置一覧

史跡・文化財の種類	環境保全措置の内容
史跡「玉川上水」	工事の施行前に文化財保護法等の規定に基づき届出等の手続を行う。 文化庁、文化財等の所有者及び管理者と協議の上、必要に応じて適切な措置を講ずる。 工事の施工に当たっては、文化財への影響を最小にする施工方法及び構造を検討する。
埋蔵文化財包蔵地	計画路線において掘削等の改変を行う際、文化庁、該当する地域の教育委員会、文化財等の所有者及び管理者と協議の上、必要に応じて適切な措置を検討する。 工事の施行中に新たに埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法等の規定に基づき適切に対処する。

4 評 価

工事の実施に係る史跡・文化財の評価は、事業の実施による影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られているか否かについて、見解を明らかにすることにより行った。

国指定史跡「玉川上水」は、工事の施行前に文化財保護法等の規定に基づき届出等の手続を行う。環境保全措置として、文化庁、文化財等の所有者及び管理者と協議の上、必要に応じて適切な措置を講ずることから、文化財等に及ぼす影響は小さいと考えられる。

埋蔵文化財包蔵地については、計画路線において掘削等の改変を行う際、文化庁、該当する地域の教育委員会、文化財等の所有者及び管理者と協議の上、必要に応じて適切な措置を検討する。

また、工事の施行中に新たに埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法等の規定に基づき対処することから、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響は小さいと考えられる。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されると評価する。